

## 新設規制に関する事前評価書

＜鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律＞

規制の名称	捕獲数制限のための入猟者承認制度の創設		
担当部局	環境省自然環境局野生生物課 環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護業務室	電話番号： 03-5521-8282 電話番号： 03-5521-8285	e-mail: shizen_yasei@env.go.jp
評価実施日	平成18年4月21日		
政策目的	狩猟を活用した農林水産業被害対策を進めるとともに、鳥獣の適正な生息数の維持を図ることにより、鳥獣の保護及び狩猟の適正化を図るもの。		
規制の内容	<p>法第12条第1項第2号の規定により、区域等を定めて、狩猟鳥獣の捕獲等を禁止することができることとされているが、このような区域においても特定鳥獣による農林水産業被害が生じており、当該禁止の解除を求められる場合がある。しかし、単に禁止を解除するのみでは、狩猟者が当該区域に集中し、過剰に捕獲されてしまうおそれがある。</p> <p>このように、入猟者数を制限するため特に必要があると認められるときには、環境大臣又は都道府県知事は、承認を受けることができる者の数の上限等を定めた上で、狩猟鳥獣の捕獲等につきあらかじめ環境大臣又は都道府県知事の承認を受けるべき旨を定めることができることとする。</p> <p><b>根拠条文</b> 法第12条第3項</p>		
規制の必要性	<p>法第12条第1項第2号の規定により、区域等を定めて狩猟鳥獣の捕獲等を禁止することができることとされているが、このような区域においてもシカ、イノシシ等の特定の狩猟鳥獣による農林水産業被害が生じているため、特定の狩猟鳥獣について捕獲禁止措置の緩和が求められる場合がある。しかし、単に禁止を解除するのみでは、狩猟者が当該区域に集中し、特定の狩猟鳥獣が過剰に捕獲されてしまうおそれがあるため、1人当たりの捕獲数の上限を定めるとともに入猟者の数を制限することにより、一定地域における捕獲の総数の制限を適切に行う必要がある。</p>		
期待される効果	<p>当該地域の鳥獣の生息状況を踏まえ、特定の鳥獣の捕獲に關しいわば総量規制を行うことにより、きめ細かな狩猟規制を行うことが可能となる。(本制度を活用することにより、現在狩猟を禁止している区域について、入猟者数の制限区域に緩和し、狩猟による鳥獣の捕獲等を推進することで、農林水産業被害の低減を図ることが可能となる。)</p>		
想定される負担	<p>環境大臣又は都道府県知事が定めた区域において狩猟を行おうとする者に、環境大臣又は都道府県知事の承認を受ける負担が生じる。</p>		
想定できる代替手段との比較考量	<p>代替措置として、狩猟鳥獣の捕獲等の禁止を解除しつつ、狩猟者が当該区域に集中しないよう行政指導等によって誘導することが考えられるが、行政指導のみでは十分に取締まることができず、過度に捕獲等がなされる危険があり、対象とする鳥獣の保護が十分に図られないものと思われる。本措置は、地域の狩猟鳥獣の保護の見地から特に必要があると認めるときに、特定区域・期間の入猟につき環境大臣又は都道府県知事の承認を要することとできることとするものであり、その目的・趣旨に照らして、過重な負担とまではいえない。</p>		
備考			
レビュー時期	平成24年3月末までに行う。		